

船舶インシデント調査報告書

令和元年9月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年10月4日 00時00分ごろ
発生場所	千葉県銚子市 <small>いぬぼう</small> 犬吠埼東北東方沖 犬吠埼灯台から真方位070° 56海里付近 （概位 北緯36° 01.0′ 東経141° 57.0′）
インシデントの概要	漁船第十八事代丸は、漂流中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年12月17日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第十八事代丸、118トン 134519、有限会社事代水産 ディーゼル機関、4サイクル、出力671kW、回転数毎分580、 6気筒、ボア260mm、使用燃料A重油
乗組員等に関する情報	機関長、五級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長及び機関長ほか18人が乗り組み、漂流中、主機を始動したところ、主機が異音を発して間もなく停止し、運航不能となり、付近を航行中の僚船にえい航され、宮城県気仙沼市気仙沼港に戻った。</p> <p>機関修理会社担当者は、本インシデント後、主機の調査を行ったところ、船尾側から順に番号が付された5番シリンダの排気弁座がシリンダヘッドから脱落してシリンダ内に割損して散乱している状況並びにシリンダヘッド及びピストン頭部に打痕を認めた。</p> <p>本船は、平成29年12月からの定期検査において、主機全シリンダの開放点検が実施されていた。</p> <p>本船は、これまでに3か月ごとに主機潤滑油の交換を行っており、本インシデント直近では平成30年8月末に潤滑油の交換が実施されていた。</p>
分析	本船は、漂流中、主機を始動した際、5番シリンダの排気弁座がシリンダヘッドから脱落したことから、同弁座がピストン頭部及びシリンダヘッドに当たり、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられるが、排気弁座がシリンダヘッドから脱落した状況を

	明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、漂流中、主機を始動した際、5番シリンダの排気弁座がシリンダヘッドから脱落したため、同弁座がピストン頭部及びシリンダヘッドに当たり、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 主機の解放時、シリンダヘッドの状況を点検するとともに、運転時、定期的にシリンダ内圧力を計測すること。